

日本国民は憲法九条で戦争しないこと

Part 52 九条を守る加茂の会学習会報告

7月11日13時から加茂市民センターで本田勝利さんを講師に「自衛隊から日米一体の軍事力へ」のテーマで学習会をしました。コロナで参加者は20名弱でしたが中身の濃い学習でした。本田さんのお話は趣旨を報告します。

日本国民は憲法九条で戦争しないこと、そのために軍備を持たないことを世界に約束しました。しかし、戦後75年が経ち、政府は安保法案を強行採決し、集団的自衛権の行使を容認し、軍事大国への道を進んでいます。この過程を年次を追って見てみます。

- (1) 1946年、主権在民・戦争放棄を規定した憲法草案を発表。
- (2) 1947年、新憲法施行、9条において自衛権の発動としての戦争を放棄。
- (3) マッカーサー連合軍総司令官の発言に呼応して自衛戦争の否定から自衛権容認へと変化。
- (4) 1950年、朝鮮戦争勃発に伴い、「警察予備隊」を創設。戦争放棄、戦力不保持から9条理念は解釈変更。
- (5) 1952年、保安庁、保安隊の発足。
- (6) 1954年、防衛2法（自衛隊法、防衛庁設置法）自衛隊発足。
- (7) 1965年、超法規的措置を肯定する「三ツ矢作戦計画」が暴露され問題になる。

その後、日米防衛協力の指針に基づいて軍事力が増強され、日米防衛協力のガイドライン（1次、2次）がつくられ、現在は世界中どの地域でも日米共同作戦を展開するという約束に至っています。さらに、「日米防衛協力の指針」に基づいてガイドラインが設定されました。2015年には第3次ガイドラインによって安保関連法（戦争法）が制定され、日米の軍事一体化と戦争能力の強化が一層進んでいます。

